

栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、栗駒山麓ジオパーク（以下「ジオパーク」という。）の資源の発見若しくは学術的な価値の創出又は活力ある地域づくりに資する学術研究を行う者に対し、予算の範囲内において、栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してこの要綱の定めるところによる。

(学術研究の対象地域)

第2条 学術研究の対象となる地域は、栗原市域又はジオパークエリアを含む区域とする。

(対象とする学術研究)

第3条 補助金の対象とする学術研究は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 栗駒山麓ジオパークの地形・地質等、地球科学分野の学術研究
- (2) 栗駒山麓ジオパークの防災教育に関する学術研究
- (3) 栗駒山麓ジオパークと地域社会のつながりに関する人文・社会科学分野の学術研究
- (4) その他栗駒山麓ジオパークの活用にと認められる学術研究

(交付対象者)

第4条 補助金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学又は大学院（以下「大学等」という。）に在籍する大学生又は大学院生
- (2) 大学等又は当該大学等に附属する教育研究機関に在籍する教員又は研究員
- (3) 博士号取得者など、研究能力を有すると認められる者
- (4) その他、栗駒山麓ジオパーク推進協議会会長（以下「協議会会長」という。）が特に認める者

(対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、学術研究に必要とする次に掲げる経費とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費。ただし、飲食費は対象外とする。
- (3) 消耗品費、図書費、謝礼、配送手数料、分析委託費その他学術研究に要する経費

2 前項第1号の交通費及び第2号の宿泊費は、実費とする。ただし、宿泊費については、栗原市の規定に基づき、地域の実情等を勘案して別表に定める額を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費とし、1学術研究の限度額を40万円とし、予算に応じて減額する場合がある。

2 交付対象者が共同で学術研究する場合は、一の学術研究とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協議会会長が指定する日までに栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 研究事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支（変更）予算書・収支決算書（様式第3号）
- (3) 研究者等経歴書（様式第4号）
- (4) 在学（在籍）証明書又は身分証明書（所属機関が発行するもの）

(補助金の交付決定)

第8条 協議会会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 協議会会長は、前項の交付決定に関し条件を付することができる。

第9条 前条第1項に規定する交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知書を受けた後、交付決定を受けた申請内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 収支（変更）予算書・収支決算書（様式第3号）
- (2) その他協議会会長が必要と認める書類

2 協議会会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更、中止又は廃止の承認を決定したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(学術研究の確認及び調査)

第10条 協議会会長は、補助金の交付対象とする学術研究の適正を期するため、研究協力者として事務局職員1名以上を学術研究に携わらせることとし、必要がある場合は、交付決定者に対し、学術研究の進捗状況等の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、学術研究が完了したときは協議会会長が指定する期日までに栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、協議会会長に提出しなければならない。

- (1) 収支（変更）予算書・収支精算書（様式第3号）
- (2) 栗駒山麓ジオパーク学術研究報告書
- (3) その他協議会会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 協議会会長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金

交付確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により確定された補助金の交付を受けようとするときは、栗駒山麓ジオパーク学術研究等奨励事業補助金請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して、協議会会長に請求しなければならない。

- (1) 振込先通帳の写し
- (2) その他協議会会長が必要と認める書類

3 協議会会長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（概算額による補助金の交付）

第13条 協議会会長は、前条の規定にかかわらず学術研究の遂行上必要と認めるときは、交付決定者の申請により、概算額による補助金（以下この条において「概算補助金」という。）を交付することができる。

2 前項の規定により概算補助金の交付を受けようとする交付決定者は、請求書により、協議会会長に請求できるものとする。

3 協議会会長は、前項の規定により概算補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定額の5割に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付するものとする。ただし、協議により必要と認められるときは、9割に相当する額まで交付することができる。

4 概算補助金の交付を受けた交付決定者は、当該概算補助金の額が前条の規定により確定された補助金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 協議会会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 協議会会長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付決定者に通知し、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（研究助成審査会）

第15条 協議会会長は、第8条に規定する補助金交付決定の審査を行うために協議会に研究助成審査会を置く。

2 研究助成審査会は、次の者をもって組織する。

- (1) 協議会副会長 1名
- (2) 協議会推進アドバイザー 2名以内
- (3) 協議会運営委員 1名
- (4) 協議会保護・保全部会員 1名

(研究成果の公表)

第16条 交付決定者は、第11条に規定する実績報告書の提出後、学術研究の成果を学会若しくは学会に準じる組織で発表し、大学を卒業するときの論文として提出し、又は協議会会長が別に指定する方法で公表するものとする。ただし、交付決定者の申出により正当な理由があると認めるときは、その成果の全部又は一部を公表しないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表 宿泊費基準額

| 都道府県 | 上限金額 |
|--|---------|
| 埼玉県、東京都、京都府 | 19,000円 |
| 福岡県 | 18,000円 |
| 千葉県 | 17,000円 |
| 神奈川県、新潟県 | 16,000円 |
| 香川県 | 15,000円 |
| 熊本県 | 14,000円 |
| 北海道、岐阜県、大阪府、広島県 | 13,000円 |
| 山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県 | 12,000円 |
| 青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県 | 11,000円 |
| 宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県 | 10,000円 |
| 岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県 | 9,000円 |
| 福島県、鳥取県、山口県 | 8,000円 |